

原義	5 年(令和14年 3 月31日まで)
有効	1 未(令和 9 年 3 月31日まで)

備 一 発 第 8 6 号
令和 8 年 6 月15日

関 係 所 属 長 殿

長野県警察本部長

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律等の施行について（通達）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第59号。以下「令和 6 年入管法改正法」という。）が令和 6 年 6 月21日に公布され、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第422号）により、令和 8 年 6 月14日から施行されることとなった。また、これに伴い、令和 7 年 5 月23日に公布された情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第39号。以下「刑事デジタル法」という。）中、令和 6 年入管法改正法の施行の日を施行期日とする出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第73条の 3 及び第73条の 4 の改正規定（第 8 条）並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号。以下「入管特例法」という。）の改正規定（第20条）についても、同じく令和 8 年 6 月14日から施行されることとなった。

これらの改正の趣旨及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において、上記改正後の入管法を「改正入管法」といい、上記改正後の入管特例法を「改正特例法」という。

記

第 1 改正の趣旨

我が国に在留する外国人の多くが在留カード又は特別永住者証明書（以下まとめて「在留カード等」という。）のほか、個人番号カードを所持している状況にある中、これら個人番号カードを所持する外国人は、在留カード等と個人番号カードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされていた。令和 6 年入管法改正法においては、こうした状況に対応するため、在留カード等と個人番号カードを一体化（以下、個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた在留カードを「特定在留カード」といい、同措置が講じられた特別永住者証明書を「特定特別永住者証明書」という。）し、関連する手続を地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」という。）又は市町村において一元的に処理することを可能とするとともに、在留カード等の記載事項及び有効期間の見直しその他所要

の規定の整備を行うこととされた。

また、刑事デジタル法においては、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にするほか、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するため、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備等を行うこととされた。

第2 改正入管法の要点

1 定義に関する規定の整備（改正入管法第2条）

電磁的記録を「電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義することとされた（同条第17号）。

2 在留カードの記載事項等に関する規定の整備（改正入管法第19条の4）

(1) 現在の様式の在留カードの記載事項から「在留期間」、「許可の種類及び年月日」及び「在留カードの交付年月日」を削除し、「その他法務省令で定める事項」を追加することとされた（同条第1項）。

(2) 出入国在留管理庁長官（以下「入管庁長官」という。）は、法務省令で定めるところにより、在留カードの記載事項及び表示される写真に係る事項のほか、在留期間、許可の種類及び年月日、在留カードの交付年月日、その他法務省令で定める事項及びこれらの事項について、入管庁長官が記録した旨を在留カードに電磁的方式により記録するものとする事とされた（同条第5項）。

3 在留カードの有効期間に関する規定の整備（改正入管法第19条の5）

(1) 永住者（次号に掲げる者を除く。）又は高度専門職の在留資格（入管法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する者に係る在留カードの有効期間を、在留カードの交付の日（次項による申請があった場合は、当該申請をした者がその時に所持していた在留カード（以下「旧カード」という。）の有効期間の満了の日）後の10回目の誕生日が経過するまでの期間とすることとされた（同条第1項第1号）。

(2) 永住者であって、在留カードの交付の日に18歳に満たない者（次項による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が18歳の誕生日である者を除く。）に係る在留カードの有効期間を、在留カードの交付の日（次項による申請があった場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の5回目の誕生日が経過するまでの期間とすることとされた（同条第1項第2号）。

4 在留カードの有効期間の更新に関する規定の整備（改正入管法第19条の11）

在留カードの交付を受けた中長期在留者（入管法第19条の3に規定される中長期在留者をいう。以下同じ。）は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日の3月前から有効期間が満了する日までの間に、法務省令で定める手続によ

り、入管庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならないものとする」とされた（同条第1項）。

5 特定在留カードの有効期間等に関する規定の整備（改正入管法第19条の15の3）

(1) 3(1)及び3(2)に掲げる中長期在留者（次号に掲げる者を除く。）による改正入管法第19条の10第1項の規定による届出、前項若しくは同法第19条の13第1項若しくは第3項の規定による申請、同法第19条の7第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる同条第3項の届出、同法第19条の8第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる同条第3項の届出又は第19条の9第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる同条第3項に規定する届出に係る特定在留カードの有効期間を、当該届出又は申請の日（前項による申請があった場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の10回目の誕生日が経過するまでの期間とすることとされた（同条第1項第1号）。

(2) 永住者であって、前号に掲げる届出又は申請に規定する届出の日に満18歳に満たない者（前項による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が18歳の誕生日である者を除く。）に係る特定在留カードの有効期間を、当該届出又は申請の日（前項による申請があった場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の5回目の誕生日が経過するまでの期間とすることとされた（同条第1項第2号）。

(3) 改正入管法第19条の15の2第1項の規定による申請（前項による申請に係るものに限る。）があった場合において、旧カードの有効期間の満了の日が経過するまでに、新たな特定在留カードが交付されないときは、3若しくは第19条の5第1項第3号又は上記(1)若しくは上記(2)の規定に関わらず、旧カードの有効期間は、

ア 新たな特定在留カードが交付される時

イ 旧カードの有効期間の満了の日から2月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの期間とすることとされた（同条第2項）。

6 個人番号カードの機能の失効等に係る特定在留カードの取扱いに関する規定の整備（改正入管法第19条の15の4）

特定在留カードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第18条の5第9項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第17条第10項の規定による個人番号カードの失効は、その在留カードとしての効力に影響を及ぼさないものとする」とされた（同条第1項）。

7 電磁的記録の取扱いに関する規定の整備

入管法に規定する一定の手続における電磁的記録の取扱いを文書に準じたものとするため、事実の調査に関する規定等の所要の規定の整備を行う」とされた（改正入管法第19条の37第2項、第22条の4第1項第3号、第24条第3号、同条第3号の5イ及びハからホまで、第44条の9第3項、第52条の7第3項、第59条の2第2項並びに第61条の2の17第3項）。

8 旅券等の携帯及び提示に関する規定の整備（改正入管法第23条）

入管法第23条第1項及び第2項の外国人は、警察官等が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券又は在留カードの提示（電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けることを含む。）を求めた時は、これに応じなければならないものとする（同条第3項）。

9 罰則に関する規定の整備

(1) 改正入管法第73条の3関係

次に掲げる罰則規定（1年以上10年以下の拘禁刑）を設けることとされた。

ア 行使の目的で、在留カード又は在留カードとして表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録（9(1)イ及び同ウにおいて「在留カード等」という。）を偽造し、又は変造した者（同条第1項）

イ 偽造され、又は変造された在留カード等を行使した者（同条第2項）

ウ 行使の目的で、偽造され、又は変造された在留カード等を提供し、又は收受した者（同条第3項）

エ 人の事務処理を誤らせる目的で、在留カード電磁的記録を不正に作った者（同条第4項）

オ 不正に作られた在留カード電磁的記録を、前項の目的で、人の事務処理の用に供した者（同条第5項）

カ 不正に作られた在留カード電磁的記録が記録された在留カードを、第4項の目的で、提供し、又は收受した者（同条第6項）

キ 前各項の未遂の処罰規定（同条第7項）

(2) 改正入管法第73条の4関係

次に掲げる罰則規定（5年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）を設けることとされた。

ア 行使の目的で、偽造され、又は変造された在留カード（偽造され、又は変造された9(1)アの在留カード電磁的記録が記録されたものを含む。）を所持した者（同条第1項）

イ 人の事務処理を誤らせる目的で、不正に作られた在留カード電磁的記録が記録された在留カードを所持した者（同条第2項）

ウ 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた在留カード電磁的記録を保管した者（同条第3項）

(3) 改正入管法第73条の5関係

次に掲げる罰則規定（3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）を設けることとされた。

ア 改正入管法73条の3第1項又は第4項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者（同条第1項）

イ 改正入管法第73条の3第4項の犯罪行為の用に供する目的で、在留カード電磁的記録の情報を取得し、又は提供した者（同条第2項）

ウ 不正に取得された在留カード電磁的記録の情報を、法第73条の3第4項の犯罪行為の用に供する目的で保管した者（同条第3項）

エ 第2項の罪の未遂の処罰規定（同条第4項）

(4) 改正入管法第75条の2関係

改正入管法第23条第3項の規定に違反して、在留カードの提示を拒み、又は在留カード電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けることを拒んだ者に関する罰則規定（1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金）を設けることとされた（同条第2項）。

第3 改正特例法の要点

1 特別永住者証明書の記載事項等に関する規定の整備（改正特例法第8条）

(1) 特別永住者証明書の記載事項から「交付年月日」を削除し、「その他法務省令で定める事項」を追加することとされた（同条第1項）。

(2) 入管庁長官は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の記載事項及び表示される写真に係る事項のほか、特別永住者証明書の交付年月日、その他法務省令で定める事項及びこれらの事項について入管庁長官が記録した旨を、特別永住者証明書に電磁的方式により記録するものとする事とされた（同条第5項）。

2 特別永住者証明書の有効期間に関する規定の整備（改正特例法第9条）

(1) 特別永住者証明書に係る届出又は申請の日に18歳に満たない者

当該届出又は申請の日後の5回目の誕生日（3又は特例法第12条第2項の規定による申請があった場合は、当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書（以下この項において「旧証明書」という。）の有効期間の満了の日後の5回目（旧証明書の有効期間の満了の日が18歳の誕生日以降であるときは、旧証明書の有効期間の満了の日後の10回目）の誕生日）が経過するまでの期間とすることとされた（同条第1号）

(2) 前号に掲げる者以外の者

特別永住者証明書の有効期間を、当該特別永住者証明書に係る届出又は申請の日後の10回目の誕生日（3又は特例法第12条第2項の規定による申請があった場合は、旧証明書の有効期間の満了の日後の10回目の誕生日）が経過するまでの期間とすることとされた（同条第2号）。

3 特別永住者証明書の有効期間の更新に関する規定の整備（改正特例法第12条）

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了の日の3月前から有効期間が満了する日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、入管庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならないものとする事とされた（同条第1項）。

4 個人番号カードの機能の失効等に係る特定特別永住者証明書の取扱いに関する規定の整備（改正特例法第16条の3）

特定特別永住者証明書については、番号利用法第18条の5第9項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第17条第10項の規定による個人番号カードの失効は、その特別永住者証明書としての効力に影響を及ぼさないものとするものとされた（同条第1項）。

5 特別永住者証明書の受領及び提示等に関する規定の整備（改正特例法第17条）

特別永住者は、警察官等が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示（特別永住者証明書電磁的記録（1（2）による記録をいう。）の内容を確認するために必要な措置を受けることを含む。）を求めたときは、これに応じなければならないものとするものとされた（同条第2項）。

6 罰則に関する規定の整備

(1) 改正特例法第26条関係

次に掲げる罰則規定（1年以上10年以下の拘禁刑）を設けることとされた。

ア 行使の目的で、特別永住者証明書又は特別永住者証明書として表示されて行使されることとなる特別永住者証明書電磁的記録（6（1）イ及び同ウにおいてまとめて「特別永住者証明書等」という。）を偽造し、又は変造した者（同条第1項）

イ 偽造され、又は変造された特別永住者証明書等を行使した者（同条第2項）

ウ 行使の目的で、偽造され、又は変造された特別永住者証明書等を提供し、又は收受した者（同条第3項）

エ 人の事務処理を誤らせる目的で、特別永住者証明書電磁的記録を不正に作った者（同条第4項）

オ 不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録を、前項の目的で、人の事務処理の用に供した者（同条第5項）

カ 不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録が記録された特別永住者証明書を、第4項の目的で、提供し、又は收受した者（同条第6項）

キ 前各項の未遂の処罰規定（同条第7項）

(2) 改正特例法第27条関係

次に掲げる罰則規定（5年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）を設けることとされた。

ア 行使の目的で、偽造され、又は変造された特別永住者証明書（偽造され、又は変造された6（1）アの特別永住者証明書電磁的記録が記録されたものを含む。）を所持した者（同条第1項）

イ 人の事務処理を誤らせる目的で、不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録が記録された特別永住者証明書を所持した者（同条第2項）

ウ 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録を保管した者（同条第3項）

(3) 改正特例法第28条

次に掲げる罰則規定（３年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）を設けることとされた。

ア 改正特例法26条第１項又は第４項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者（同条第１項）

イ 改正特例法第26条第４項の犯罪行為の用に供する目的で、特別永住者証明書電磁的記録の情報を取得し、又は提供した者（同条第２項）

ウ 不正に取得された特別永住者証明書電磁的記録の情報を、改正特例法第26条第４項の犯罪行為の用に供する目的で保管した者（同条第３項）

エ 第２項の罪の未遂に係る処罰規定（同条第４項）

(4) 改正特例法第31条関係

改正特例法第17条第２項の規定に違反して、特別永住者証明書の提示を拒み、又は特別永住者証明書電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けることを拒んだ者に関する罰則規定（１年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金）を設けることとされた（同条第４項）。

第４ 留意事項

１ 経過措置

(1) 令和６年入管法改正法の施行の日前に交付された在留カードの有効期間に関する経過措置については、同法附則第２条第１項において、なお従前の例によることとされているので、誤りのないようにすること。

(2) 令和６年入管法改正法の施行の日前に交付された特別永住者証明書の有効期間に関する経過措置については、同法附則第３条第１項において、なお従前の例によることとされているので、誤りのないようにすること。

２ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の裏面には個人番号が記載されていることから、当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、警察活動におけるその取扱いには特段の配慮をすること。

３ 在留カード等及び特定在留カード等を所持する者を捜査する際には、券面記載事項のみに基づく判断をすることなく、確実に地方入管局等に照会するなど、基礎捜査を徹底すること。

４ 新たな罰則の適用に当たっては、組織的な検討及び検察官との緊密な連携により適正な捜査を徹底するとともに、関係職員に対する必要な指導教養に努めること。

担当：警備第一課